

冷暖房設備改修事業仕様書

1 件名

小規模多機能型居宅介護事業所能良の里冷暖房設備改修事業

2 概要

指定する既設冷暖房機の撤去・処分及び更新冷暖房機の設置・取付けを行うこと。

3 工事場所

東広島市豊栄町能良字畑畝 1 2 番地 小規模多機能型居宅介護事業所能良の里

4 設置個所

別紙 「配置図」 のとおり

5 調達物品製品名及び台数

(1) 国内メーカーで未使用品とする。

(2) 機種及び台数

機種	仕様及び台数、参考品
① AC-1	冷房 14.0KW 以上, 暖房 16.0KW 以上、天井カセット型 4 方向 三相 200V 分ダクトフランジ（丸ダクト直付式）2 個 リモコン付 2 セット 室内機 4 台 ○参考品 日立パッケージエアコン RCI-GP160RSHP9
② AC-2	冷房 4.5KW 以上, 暖房 5.0KW 以上、天井カセット型 2 方向 三相 200V リモコン付 1 セット ○参考品 日立パッケージエアコン RCID-GP50RSH8
③ AC-3	冷房 2.5KW 以上, 暖房 3.6KW 以上、天井カセット型 1 方向 単相 200V リモコン付 4 セット ○参考品 日立パッケージエアコン RAP-25M2
④ AC-4	冷房 4.5KW 以上, 暖房 5.0KW 以上、ビルトイン 三相 200V キャンバスダクト 1 個、 吹出角ダクトフランジ 1 個、フルキップルダクト 4 個 リモコン付 1 セット ○参考品 日立パッケージエアコン RCB-GP50RSH9
⑤ AC-7	冷房 3.6KW 以上, 暖房 4.0KW 以上、天井カセット型 2 方向 単相 200V リモコン付 1 セット ○参考品 日立パッケージエアコン RCID-GP40RSHJ8
⑥ 集中コ ントロー ラー	集中コントローラー ○参考品 日立セントラルステーション適温適所 mini

※ 冷媒配管・電線類及びドレンホースは既設品一部再利用可とする。

※ 電気容量等において既設の電源設備等に適合するものに限り、当該機種の規格以上に優れた製品については同等品可とする。

(3) 更新機器に要する運送料，設置料試運転調整料等の費用は受注者の負担とする。

6 既設冷暖房機の撤去・処分

- (1) 既存設備の撤去・処分に要する撤去工事料、撤去管理料、運送料等の費用は受注者の負担とする。
- (2) 設置完了後、正常に稼働することを確認すること。
- (3) 梱包用資材等は、特に指示がない限り持ち帰ること。
- (4) 特定製品に係るフロン類の改修及び破棄の実施の確保に関する法律（平成13年6月22日法律第64号）等に基づき適正に処分・廃棄すること。また、発注者よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。

7 現場確認

入札にあたり、現場確認を希望する場合は、令和6年12月2日（月）午後4時までに次の連絡先へ連絡し、現場確認を行う日程（日付と時間）を第2希望まで伝えること。現場確認は、原則平日午前10時から午後4時までの間で30分程度とし、一者につき1回までとする。現場確認時に仕様等について疑義が生じた場合は、既定の方法により質問を行うこととし、その場での質疑回答は行わないものとする。

【連絡先】 社会福祉法人興仁会

特別養護老人ホーム豊邑苑 村上

電話 082-432-2250 FAX 082-432-2680

E-mail houyuuen@koujinkai21.or.jp

8 作業について

(1) 一般的事項

- ① 作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。確認事項が生じた場合は、その都度、発注者に対応を確認すること。
- ② 施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者と協議したうえで対策等を実施しなければならない。
- ③ 発注者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- ④ 納入、設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。発注者の建築物、工作物、その他既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに報告を行うとともに、受注者の責任において原状に復旧すること。
- ⑤ 作業に関連する法規及び設置する冷暖房機の施工要領等を遵守すること。また、必要に応じて冷暖房機のメーカーからの技術的な助言及び支援を受けること。
- ⑥ 作業上、各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。

(2) 作業内容

- ① 既設設備の配置等は別紙「配置図」のとおりとする。既設冷暖房機を撤去し、今回調達する冷暖房機は原則、既設と同じ位置に設置するものとする。
- ② 電源設備は既設のものを利用する。
- ③ 貫通穴は既存のものを利用する。
- ④ 室外機用架台は既存のものを利用し、必要がある場合は新たに設置すること。
- ⑤ 既設配管、配線、遮断器及び支持物等（以下「既設配管等」という。）は再使用してもよい。

ただし、現地調査の結果、再使用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。この場合、既設と同等以上の性能を持つものとする。

- ⑥ 既設配管等で再使用しないものは、発注者の承諾を得た上で撤去すること。
- ⑦ 配管及び配線には行き先を表示し、室外機には室内機の部屋名を表示すること。なお、当該表示は経年劣化等により不明瞭にならないものであること。
- ⑧ 室外機及び室内機には、転倒防止及び落下防止等の処置を適切に行うこと。
- ⑨ 屋外の支持物を新設する場合は、SUS 製または溶融亜鉛メッキ仕上品とすること。
- ⑩ 室内機及び室外機設置後、必要に応じて天井及び壁等の補修を行うこと。
- ⑪ 屋外及び屋内露出部の配管及び配線にはラッキング等、適切に保護を行うこと。
冷暖房機の取り換えのため保温材を撤去した場合や、既設保温材が劣化している場合は適切に補修すること。
- ⑫ 撤去品や作業に伴い発生する廃材等は乙の責任及び費用負担において適法に処分すること。
- ⑬ 設置後、各種試験調整を行い、結果を報告すること。試験項目はメーカー推奨のものとする。
既設配管等を再使用した場合も、これらに係る試験調整を行うこと。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。

9 保守管理

(1) 保証

機器の保証期間は、検査受領後1か年とする。ただし、メーカー保証が1年を超える場合は当該メーカー保証期間とする。また、受注者又は製造者の瑕疵により不良箇所が生じた場合は、無料で修理又は良品と取り換えることとする。施工に関する内容がメーカーの保証に含まれない場合は、受注者が最低1年間無償保証すること。

(2) 故障対応

- ① 検査受領後1年間、通常の使用による破損・不具合等が生じた場合には、法人からの要請により、その都度、迅速かつ誠実に無償で修理を行うこと。
- ② 機器の故障が発生し、修理依頼を受けたときには、直ちに現地に技術員を派遣し、機器の修理・調整に着手すること。
- ③ 納入製品の製造終了後は、経済産業省が示すガイドラインに基づき、補修部品を供給できること。

10 入札予定価格

非公開

11 納入期限

既設冷暖房機の撤去・処分及び調達物品を搬入設置し、動作確認を令和7年3月10日（月）までに完了すること。

12 支払方法

受注者が完了検査により工事が完了したことを確認した後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払う。

13 仕様書に関する質問

(1) 質問方法

- ① 質問書は任意の様式で作成し、法人へ電子メール（houyuenn@koujinkai21.or.jp）又はFAX（082-432-2680 宛）により提出することとし、発信後に電話（082-432-2250 宛）連絡す

ること。

② 電話等口頭による質問は受付不可とする。

(2) 質問受付期限

令和6年12月5日(木) 12時まで

(3) 回答

回答書を作成し12月5日(木) 17時までに法人ホームページに掲載する。

14 その他

(1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議の上その指示に従うものとする。

(2) 事業実施に当たっては、諸法令を遵守し、諸手続きは乙が責任を持って代行すること。

社会福祉法人興仁会

施設長兼事務長 村上智志

電話 082-432-2250

FAX 082-432-2680